

確定申告は自分でお早めに作成を

所得税および復興特別所得税の確定申告とは

所得税および復興特別所得税の確定申告は、毎年1月1日から12月31日までの1年間に生じたすべての所得の金額とそれに対する所得税等の額を計算し、申告期限までに確定申告書を提出して、源泉徴収された税金や予定納税で納めた税金などの過不足を精算する手続きです。

令和元年分の確定申告の相談および申告書の受付は、令和2年2月17日（月）から同年3月16日（月）までです。還付申告については、令和2年2月14日（金）以前でも行えます（税務署の閉庁日（土・日曜・祝日等）は税務署では相談および申告書の受付を行っていませんが、一部の税務署（確定申告会場）においては、2月24日（月）および3月1日（日）に限り、確定申告の相談および申告書の受付を行います。）

申告書は、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で作成し、e-Taxによる送信、郵便や信書便による送付または税務署の時間外収受箱への投函が便利です。ご自身で作成し、できるだけお早めに提出してください。

納期限と納付方法について

所得税および復興特別所得税の納期限は、令和2年3月16日（月）です。

以下のいずれかの方法で、納期限までに納付してください。

詳しくは、国税庁ホームページ「確定申告特集」の「税金の納付や還付手続きについて」(<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/tokushu/tetsuduki.htm>)をご確認ください。

振替納税	振替日（令和2年4月21日（火）に指定の金融機関の預貯金口座から自動的に引き落とされます。事前に預貯金残高をご確認ください。 *振替納税をお申し込みの場合は、「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」を令和2年3月16日（月）までに提出してください。
電子納税	スマートフォンやご自宅等のパソコンなどから、インターネットバンキング等で納付できます。
クレジットカード納付	スマートフォンやご自宅等のパソコンなどで、専用のWeb画面から納付できます。
QRコードによるコンビニエンスストア納付	ご自宅などで、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」やコンビニ納付用QRコード作成専用画面から納付に必要な情報をQRコードとして作成（印刷）し、コンビニエンスストアで納付できます。 *納付できる金額は30万円以下となります。 *QRコードは網デンソーウェブの登録商標です。
窓口納付	現金に納付書を添えて、納期限（令和2年3月16日（月））までに金融機関（日本銀行歳入代理店）または所轄税務署で納付してください。

還付される税金がある場合の受取方法について

還付金の受取に振込みを希望する場合は、確定申告書の「還付される税金の受取場所」欄に、振込先金融機関名、預金の種類及び口座番号（ゆうちょ銀行の貯金口座の場合は、記号番号のみ）を正確に書いてください。なお、振込先の預貯金口座は申告者ご本人名義のもの（氏名のみ）の口座をご利用ください。

税に関する情報は国税庁ホームページへ ▶ <https://www.nta.go.jp>

問合せ先 役場住民課住民税係 ☎ (574) 2213

国民年金保険料の割引制度をご存知ですか？

～保険料の納付は、口座振替や前納がお得です～

自営業・学生など第1号被保険者が納める令和元年度の保険料は月額1万6,410円です。送付された納付書にもとづき、毎月納めることもできますが、口座振替や、まとめて納める前納にすると、保険料が割引されます。

口座振替

納め忘れがなく、手続きも簡単な口座振替は、保険料の割引制度も利用できますので、お勧めです。毎月保険料を納めるなら、当月分の保険料を当月末に引き落とす「早割」を申し込むと月額50円の割引になります。前納すれば、さらに割引があります。

前納

6か月分や1年分をまとめて納める前納にすると、保険料が割引になります。クレジットカード納付や納付書による現金納付もできますが、口座振替で前納するほうが割引率は高くなります。

また、2年度分の保険料を前納する2年前納の制度もあり、さらに割引率が高くなっています。

◆前納した場合の定額保険料額の比較表（令和元年度金額）

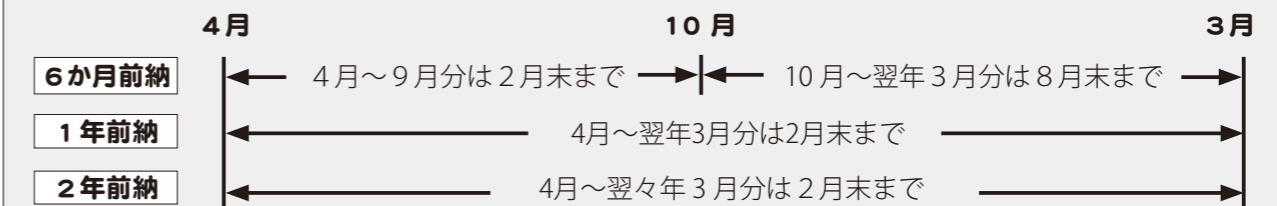
納付方法	前納する期間	前納する保険料額	毎月現金納付の保険料額	前納と毎月現金納付を比べた割引額
現金	1年	19万3,420円	19万6,920円	3,500円割引
口座振替	6か月	9万7,340円	9万8,460円	1,120円割引
口座振替	1年	19万2,790円	19万6,920円	4,130円割引
口座振替	2年	37万9,640円	※39万5,400円	1万5,760円割引

※令和2年度の保険料は額は、令和2年2月下旬に告示される予定ですので、若干変動があります。

お申し込みは簡単！

「口座振替申出書」に必要な事項を記入・押印（金融機関への届出印）し、金融機関又は役場住民課の窓口へ提出してください。なお、郵送の場合は、帯広年金事務所へ提出してください。
※「口座振替申出書」は、金融機関、役場住民課、帯広年金事務所の窓口にごさいます。

- 前納の申し込みは下記のとおり期限があります。ご注意ください。（申込み書類に不備等があれば、期限までに間に合わない場合がありますので、お早めにお手続きください）



- 令和2年4月からの2年・1年・6か月前納の申し込みは、2月末までに金融機関又は帯広年金事務所へ提出してください。
- 郵送の場合、郵便物の到着までに日数がかかりますので、早めに投函していただきますようお願いいたします。
- 現金での2年前納を希望される場合は、事前に申出が必要です。詳しくは、日本年金機構帯広年金事務所（☎0155-25-8113）へお問合せください。

問合せ先 日本年金機構帯広年金事務所（帯広市西1条南1丁目）☎0155 (25) 8113
役場住民課戸籍年金係 ☎ (574) 2213